

令和元年第4回基山町議会（定例会）会議録（第6日）						
招集年月日	令和元年12月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和元年12月13日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	閉会	令和元年12月13日	10時12分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
	7番	久保山 義明	出			
会議録署名議員		9番	重松 一徳		10番	鳥飼 勝美
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 西村 美香子
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	こども課長	今泉 雅己		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財政課長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税務課長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	高木 久幸		
	健康増進課長	中牟田 文明	まちづくり課図書館長	城本 直子		
福祉課長	吉田 茂喜	産業振興課農林業振興係主幹	加藤 浩彰			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第41、43、44、46、47、48、49、50、51、52、53、54号）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第42、45、54、55、56号）  
討論・採決
- 日程第3 議案第41号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第42号 基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第43号 基山町環境基本条例の制定について
- 日程第6 議案第44号 基山町環境審議会条例の制定について
- 日程第7 議案第45号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第48号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第49号 基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第51号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第15 議案第53号 基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 同意第7号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第8号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第18 議案第54号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第55号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第56号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 所管事務等の調査について（総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会）
- 日程第22 議員派遣の件

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

去る10日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 総務文教常任委員長報告、日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（品川義則君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。栗野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（栗野久明君）（登壇）

おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会審査の報告をいたします。

議案第41号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第43号 基山町環境基本条例の制定について

議案第44号 基山町環境審議会条例の制定について

議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第48号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

議案第49号 基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第51号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

議案第53号 基山町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第54号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第6号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、12月9日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第41、43、44、46、47、48、49、50、51、52、53、54号は原案を可決すべきものと決定しましたから、会議規則第76

条の規定により報告いたします。

なお、議案第41、43、44、54号に対する審査の経過は次のとおりです。

#### 記

議案第41号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
地方公務員法及び地方自治法の改正により、特別職非常勤職員の要件が厳格化され、特別職非常勤職員のうち嘱託職員と日々雇用職員等が会計年度任用職員となりました。

また、区長・公民館長等は非常勤の地方公務員ではなくなるため、本町では自治会からの推薦に基づき、町長及び教育委員会が委嘱して事務委託や有償ボランティアとして謝礼の支払い等で対応することとしています。

そこで、制度改正による会計年度任用職員の報酬や継続雇用に不利益なことが生じないかとただしたところ、報酬は経験年数や職種に応じて昇給もあり、単年度雇用ではあるが再任は妨げないとの説明を受けました。

また、会計年度任用職員には新たに期末手当が支給されるが、改正に伴う財政負担額はどうなるのかただしたところ、人件費が令和2年度は9%増額され、今後は段階的な上昇が見込まれると説明を受けました。

当委員会としては、会計年度任用職員制度の施行に伴い、これまでの日々雇用職員等の雇用に影響が生じないように努めること。また、区長業務の多忙さによる担い手不足の課題を踏まえ、負担軽減に努めるよう提案いたしました。

議案第43号 基山町環境基本条例の制定について

議案第44号 基山町環境審議会条例の制定について

基山町環境基本条例は、環境の保全と創造について基本理念を定め、次世代を担う子どもたちに豊かな自然を残し、自然環境と人間生活が調和する誰もが住みやすいまちをつくるということを目的として制定されました。（410ページで訂正）

環境行政を推進していくためには、条例の第5条から第7条の見出しについては「役割」という表現ではなく、「責務」として規定すべきではないかとただしたところ、町としては、役割をしっかりと努めていくということで条文中の語尾を「努めなければならない」と表現し、事業者等については法律等によりさまざまな規制があるので、「努めるものとする」という表現にし、見出しについては「役割」としているとの説明を受けました。

当委員会としては、基山町環境審議会条例に基づく環境基本計画の策定に当たっては、基

本理念の実現が重要であり、町民一体となってこの環境行政を推進するには町民の声を聞くことが大事であるため、環境審議会の構成員である住民代表については、若者や助成を委嘱するように提案いたしました。

また、町民の意見を幅広く求め、学校の保護者や各種関係団体の意見が反映されるよう提案いたしました。

議案第54号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第6号）中歳入全般及び歳出所管分  
歳出 10款2項1目11節 修繕料799万9,000円

基山小学校の現在あるふれあい教室の一つを普通教室に改修することについて、何年生の教室に充てるのかただしたところ、新1年生の教室を予定しているとの説明を受けました。

また、2階の家庭科被服室を新たにふれあい教室2教室に改修することについて、階をまたいで離れることはどうかただしたところ、学校とも協議し、学校内部の体制などを考慮して問題ないと判断しているとの説明を受けました。

当委員会としては、今後、児童数の増加が想定されることから、普通教室等の増室計画については、教育環境に配慮した対応を行うよう強く要望しました。

10款5項1目19節 各種大会出場費補助金34万5,000円

2款1項1目19節の全国大会出場助成金との違いをただしたところ、中体連や高体連以外の社会体育で全国大会に行く場合などは、補助金を交付しているとの説明を受けました。

また、補助金の基準についてただしたところ、補助金交付については要綱に基づき人数や距離に応じて行っているとの説明を受けました。

当委員会としては、対象者にその趣旨を周知し、公平性が保たれるよう制度の周知を行うよう提案いたしました。

以上をもちまして総務文教常任委員会の報告を終わります。

済みません。訂正をお願いします。

2ページ目、下から7行目で報告いたしました分ですが、住みよいまちをつくることを目的として制定されるということで訂正をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。末次厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。

#### 厚生産業常任委員会審査報告書

議案第42号 基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第45号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第54号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第6号）中歳出所管分

議案第55号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第56号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）

本委員会は、12月9日付付託されました上記の議案を審査の結果、議案第42号、45号、54号、55号、56号は原案を可決すべきものと決定しましたから、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第42号、議案第45号、議案第54号、議案第56号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第42号 基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の制定について

基山っ子みらい館は保育所と子育て交流広場のゾーンに分かれているが、管理体制や人員配置に関する説明が不十分であり、委員の中からは基山町保育所設置条例と子育て交流広場設置条例の2つの条例を別々に制定して管理体制を明確にすべきであり、なぜ基山町保育所設置条例を廃止する必要があるのかとの意見も出ています。

また、想定保育人数の増加にどう対応していくのか、共有部分を保育の施設として占有することに問題はないのかとただしたところ、今後の園児数の増加に対しては、一時保育室、会議室を保育施設として使うことはある。一時的な運用であれば条例の改正は不要であると考えます。国の交付金を使っているが、保育所部分へも交付金が入っており問題はないとの説明を受けました。執行部としては、基山っ子みらい館を多くの町民に来ていただきたい施設にするとともに、こども課、基山保育園はもちろん、健康増進課や福祉課等と連携をとって運営していきたいとのことでありました。

当委員会としては、基山っ子みらい館における保育所と子育て交流広場の管理体制や職員配置の施行規則を早急に整備するとともに、相談窓口を明確にすることと、町民のニーズに合った開館時間を再検討するように提案いたしました。

議案第45号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について

けやき台の路上駐車を解消し交通の安全を確保するため、けやき台地区内の町道けやき台

74号線の路肩帯の一部を改良し27台を収容できる駐車場を設置するものであるが、白坂久保田2号線への出入り口だけでなく駐車スペースや駐車方法にも課題が残ります。隣接する民間駐車場利用者以外にも通行する車があることや、駐車スペース前が道路交通法が適用される道路に近接していることから、警察署の事前了承は受けているのか、また、事故が起きたときに基山町に責任がないと言えるのかとただしたところ、警察署にも確認し、利用者にはきちんと安全な利用を促して運用していくとの説明を受けました。

当委員会としては、出入り口だけでなく駐車場内にも防犯カメラを設置するなど、事故や事件が起きないように万全の安全対策をとるように提案いたしました。

議案第54号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第6号）中歳出所管分

歳出 2款1項7目13節 樹木伐採委託料624万8,000円

けやき台の樹木592本の約15%に当たる92本の樹木を伐採するということは、けやき台との名称からして「けやきの木に囲まれた自然豊かな住宅」というイメージを損なうおそれがあるのではないかとただしたところ、白坂久保田2号線の開通に伴う交通安全対策と樹木が大きくなり過ぎて道路標識が見えないことに対する伐採であり、けやき台の各区長を通じて周知しており苦情もないとの説明を受けました。

議案第56号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）

下水道事業の基金繰り入れを1,945万6,000円行くと基金残高は約4,300万円となり、来年度予算編成時には基金が枯渇し一般会計からの持ち出しとなりますが、繰り入れには限度があのではないかとただしたところ、今年度は宝満川上流流域下水道事業から宝満川流域下水道事業への変更手続を行っているので、全体の仕組みも変わってくる。事業計画の中で使用料が妥当かどうか等、経営的な収支についても検討したいとの説明を受けました。

当委員会としては、来年度の当初予算の中で実施計画や財政健全化の対策について詳しく説明をするよう提案いたしました。

以上をもちまして厚生産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論、採決を行います。

### 日程第3 議案第41号

#### ○議長（品川義則君）

日程第3．議案第41号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第41号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

#### ○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第41号は可決されました。

### 日程第4 議案第42号

#### ○議長（品川義則君）

日程第4．議案第42号 基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

まず、本案に反対の方の発言を許可します。鳥飼議員。

#### ○10番（鳥飼勝美君）（登壇）

おはようございます。10番議員の鳥飼勝美でございます。私は議案第42号 基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

この条例は来年4月に開所する基山っ子みらい館に関する設置、管理を定めた条例の制定であります。

この条例案は今後の基山町の幼児教育に関する重要な施設の管理条例でもあります。この重要な条例案に対し、これまで説明はありましたが、この条例案に関する説明、本議会に提案されるまで条例案の説明は一切あっておりません。議会、委員会等での事前説明が一切なされておりましたが、これは議会軽視と言わざるを得ません。

また、この施設の管理に関して、日曜日の開館問題、職員配置問題、管理規則等が未整備の状態であるとの観点から、次の理由により反対討論を行います。

1つ、基山っ子みらい館は、基山町保育所と基山町子育て交流広場の2つの施設が併設された施設であります。この管理内容として、基山っ子みらい館の館長をこども課長、保育所を保育園長、子育て交流広場を基山町社会福祉協議会に委託するという複雑な管理体制となっており、管理責任の範疇が不明確であり、この管理方法に不安を感じているのは私だけでしょうか。このことから、私は基山町保育所設置条例と子育て交流広場の設置条例の2つの設置条例を別々に制定して、管理体制を明確にすべきであると考えております。

次に、2番目として基山町保育所設置条例を廃止するとなっておりますが、これまで基山町の子育ての中心施設である基山町保育所設置条例をなぜ廃止しなければならないのか。私には到底理解しがたいもので、将来に禍根を残すことになるかと危惧するところでございます。私は先ほども言いましたように、基山町保育所設置条例と基山町子育て交流広場の2つの条例を制定して、管理責任を明確にすべきと考えるところでございます。

以上の観点から、私はこの条例案を撤回して、管理体制等を精査し、再度提案されても来年4月からの開所には影響は出ないもの、支障はないものと考えます。このことから、私はこの条例案を一旦撤回し、来年度までに再度議会へ提出するよう要求して、反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

終わります。

#### ○議長（品川義則君）

次に、本案に賛成の方の発言を許可します。討論はありませんか。久保山議員。

#### ○7番（久保山義明君）（登壇）

お疲れさまです。7番議員の久保山義明です。議案第42号 基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の議案で最も審査された箇所は、管理体制のあり方についてだったと思われま。その中で、確かに基山町保育所設置条例を廃止せずに子育て交流広場とのそれぞれの設置条例を設けるべきという質疑があったのは、委員長報告どおりであります。

しかしながら、平成29年11月に提出されました基山町保育所整備計画基本構想において、既に基山っ子みらい館が仮称として複合施設の要素を持ち、これまでに多くの議論がなされ

てきました。また、管理体制においても、基山保育園は管理職である園長が統括し、全体をこども課長が館長としての責任を担うことが示されたことを鑑み、この施設の象徴とも言える施設名での設置条例がふさわしいと考えます。

しかしながら、先ほどの反対討論で示されましたように、今回の審査で説明が不足した策定中の基山町保育所管理運営規則についても、策定後、速やかに議会に提出することを要望するとともに、現在の子育て支援のあり方は複雑多岐にわたっており、庁舎内においても町内保育所の調整や子育て交流広場等を所管とするこども課、発達支援等を所管とする福祉課、そして幼体協を初め、子育て世代、地域包括等を所管とする健康増進課等、それぞれの役割もまた複雑化しております。

今回、設置される基山っ子みらい館は建設場所の議論から多くの疑義も出されながら、それぞれの所管がすぐにでも対応できるとして現在建設中の場所が選定されたわけです。そういった意味においても、決して住民の皆さんをたらい回しにすることなく対応すること。そして、この複雑多岐にわたる相談業務をコーディネートできる人材を育成すること。さらに、今回新設される子育て交流広場は交付措置のために建設されるのではなく、その機能を十分に利活用することを申し述べて、私の賛成討論といたします。

議員各位の賢明なる判断をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第42号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

賛成多数と認めます。よって、議案第42号は可決されました。

#### 日程第5 議案第43号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第43号 基山町環境基本条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第43号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第43号は可決されました。

#### 日程第6 議案第44号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第44号 基山町環境審議会条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第44号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第44号は可決されました。

#### 日程第7 議案第45号

○議長（品川義則君）

日程第7．議案第45号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第45号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第45号は可決されました。

#### 日程第8 議案第46号

○議長（品川義則君）

日程第8．議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第46号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第46号は可決されました。

#### 日程第9 議案第47号

○議長（品川義則君）

日程第9．議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第47号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第47号は可決されました。

#### 日程第10 議案第48号

○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第48号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第48号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第48号は可決されました。

#### 日程第11 議案第49号

○議長（品川義則君）

日程第11. 議案第49号 基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第49号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第49号は可決されました。

#### 日程第12 議案第50号

○議長（品川義則君）

日程第12. 議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第50号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第50号は可決されました。

#### 日程第13 議案第51号

○議長（品川義則君）

日程第13. 議案第51号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第51号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第51号は可決されました。

#### 日程第14 議案第52号

##### ○議長（品川義則君）

日程第14. 議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第52号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

##### ○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第52号は可決されました。

#### 日程第15 議案第53号

##### ○議長（品川義則君）

日程第15. 議案第53号 基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第53号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

##### ○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第53号は可決されました。

#### 日程第16 同意第7号

##### ○議長（品川義則君）

日程第16. 同意第7号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ

とについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、同意第7号は原案に同意することに決定しました。

#### 日程第17 同意第8号

○議長（品川義則君）

日程第17. 同意第8号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、同意第8号は原案に同意することに決定しました。

#### 日程第18 議案第54号

○議長（品川義則君）

日程第18. 議案第54号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第6号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第54号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第54号は可決されました。

#### 日程第19 議案第55号

○議長（品川義則君）

日程第19. 議案第55号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第55号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第55号は可決されました。

#### 日程第20 議案第56号

○議長（品川義則君）

日程第20. 議案第56号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第56号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第56号は可決されました。

#### 日程第21 所管事務等の調査について

○議長（品川義則君）

日程第21. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により本件を承認と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

#### 日程第22 議員派遣の件

○議長（品川義則君）

日程第22. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております議員調査派遣計画表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして令和元年第4回基山町議会定例会を閉会します。

～午前10時12分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 品川義則

基山町議会議員 重松一徳

基山町議会議員 鳥飼勝美